

公益社団法人日本臨床腫瘍学会 がん薬物療法専門医制度規程細則

第1条 この細則は、公益社団法人日本臨床腫瘍学会（以下、「当学会」という。）専門医制度規程（以下、「規程」という。）第59条の規定に基づき、がん薬物療法専門医制度の施行のために必要な事項について定めるものとする。

第2条 規程第7条、第14条、第25条、第32条、第41条、及び第46条に定めるがん薬物療法専門医（以下、「専門医」という。）、指導医、認定研修施設の申請及び更新のための書類の提出期限は次のとおりとする。

(1) 専門医の申請・更新：毎年5月1日～7月31日

(2) 指導医の申請・更新：毎年6月1日～8月31日

(3) 認定研修施設の申請・更新：毎年6月1日～8月31日

第3条 全ての審査は、申請の年の12月末日までに終了する。審査の結果は、理事会の承認を受け、申請翌年の4月1日付で発表する。

第4条 承認された専門医、指導医、認定研修施設の資格は、申請翌年の4月1日から発効する。

第5条 専門医の申請及び更新にあたり納入する費用の額は、次のとおりとする。

種別	会員（消費税抜）	非会員（消費税抜）
審査料	20,000円	80,000円
認定料	20,000円	20,000円
受験料	20,000円	80,000円
更新料	10,000円	10,000円

2 指導医並びに認定研修施設の申請及び更新にあたり費用は必要としない。

第6条 規程第7条第1項第2号に定める業績には、以下の業績を含むものとする。

(1) 臨床腫瘍学に関連した論文1編以上（共著でも可）

(2) 当学会での発表1編以上（共著でも可）

(3) 当学会の主催する教育セミナー（過去3年間に2回以上。Aセッション、Bセッションを含む）

第7条 規程第7条第1項第5号に定める症例実績報告は、過去7年間に担当医としてがん薬物治療を行った症例（30例：複数がん種で造血器、呼吸器、消化器、乳房を含むこと）を当学会所定の病歴要約にまとめ、指導医の証明を添えて提出する。

第8条 規程第14条に定める専門医の更新にあたっては、以下の基準によって評価する。

(1) 必要とする実績

別に定める基準に基づく単位で50単位以上とし、研究業績、当学会主催の学術集会もしくは教育セミナー出席（過去5年間に2回以上、Aセッション、Bセ

セッション)を含むものとする。当該業績は、前回申請以降のものとする。

(2) 診療実績

過去5年間に経験したがん患者の診療実績について、次のイからハについてかならず報告する。ニについては経験があれば記載する。

イ 主治医あるいは担当医(チーム医療の一員として診療)としてがん患者を診療した実績

ロ がん薬物療法を施行した実績

ハ がん診療に関するコンサルテーションの実績

ニ その他

・特殊な検査・治療を行った数 (例) 造血幹細胞移植・セカンドオピニオンを実施した患者数

・担当した治験・臨床試験名と登録症例数

(3) 更新認定試験を受験し、一定の基準に達していること。海外留学、病気等でやむをえず受験できないときは、専門医制度委員会に更新延期理由書を提出する。

(4) 各科の基本となる学会の認定医あるいは専門医の資格を有していること。基本となる学会とは以下の14学会を指す。

日本内科学会、日本皮膚科学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本脳神経外科学会、日本麻酔科学会、日本形成外科学会、日本小児科学会、日本精神神経学会、日本整形外科学会、日本眼科学会、日本泌尿器科学会、日本医学放射線学会

ただし、日本外科学会においては、日本外科学会専門医及び日本外科学会認定登録医のみを対象とする。

第9条 前条第1項に定める業績の基本単位は、次のとおりとする。

	出席	筆頭演者
当学会学術集会	10単位	+5単位
当学会主催教育セミナーAセッション	10単位	-
当学会主催教育セミナーBセッション	5単位	-
Best of ASCO などアドバンストコース	10単位	-
ASCO	5単位	+5単位
AACR	5単位	+5単位
ESMO	5単位	+5単位
ASH	5単位	+5単位
その他※	2単位	+2単位

※事前に主催者より当学会へ申請され、教育委員会にて承認された学術的な集会。

	筆頭	共著者
論文※※ (英文)	10 単位	5 単位
論文※※ (邦文)	5 単位	3 単位

※※ここでの論文とは、peer review systemがあり、臨床腫瘍学に関連した論文を対象とする。学会抄録は論文には含まない。

第 10 条 規程第 8 条に定める専門医認定試験は、次のとおりとする。

- (1) 試験は年に 1 回施行する。
- (2) 試験は筆記試験及び口頭試問とし、がん薬物療法専門医として十分な知識、技術を有していることを問う問題に回答を求める。
- (3) 専門医審査部会長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する試験委員が試験問題を作成し、試験を実施する。
- (4) 試験を受験する者は試験委員にはなれない。
- (5) 試験には監査人を置き、試験が適正に実施されているかを監査する。

第 11 条 専門医審査部会の委員は、受験者の私権にかかわる守秘義務を負う。

第 12 条 この細則は、理事会の決議によって変更または廃止することができる。

附則

1. この細則は、一般社団法人日本臨床腫瘍学会が認定法第 4 条に定める公益認定を受けた日から施行する。
2. 2016 年 3 月 26 日この細則第 5 条に非会員の費用の額を追加し、2016 年 3 月 27 日より施行する。
3. 2020 年 8 月 22 日この細則第 8 条 2 項を変更し 2020 年 8 月 23 日より施行する。
4. 2024 年 2 月 21 日この細則第 2 条 (1)、第 5 条第 3 項を変更し 2024 年 2 月 22 日より施行する。